# 選　択　約　款

（家庭用コージェネレーションシステム契約）

２０２２年１１月１日

中遠ガス株式会社

（登録番号：Ｄ００４７）

# 目　　次

１．約款の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２．この選択約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３．用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
４．適用条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
５．契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
６．使用量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
７．料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
８．延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
９．単位料金の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
１０．精算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
１１．設置確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
１２．名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
１３．契約の変更または解約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
１４．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

付　　則

１．この選択約款の実施期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
２．この選択約款の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（別　表）

１．料金の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
２．料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## １．約款の適用

この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、この選択約款の適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

## ２．この選択約款の変更

（１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用コージェネレーションシステム契約選択約款によります。

（２）お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（３）当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らします。

## ３．用語の定義

（１）「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービンにより電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱道供給システムをいいます。

（２）「家庭用温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。

（３）「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。

（４）「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所などの業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

（５）「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（６）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

（７）「単位料金」とは、９に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

## ４．適用条件

お客さまは、次の条件のすべてを満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

（１）家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅または併用住宅において使用すること。

（２）ガスエンジン、ガスタービンの定格発電出力（機器容量）が０．５ｋＷ以上５ｋＷ未満であること。

（３）併用住宅においては、１需要場所に設置するガスメーター能力が１０立方メートル毎時以下であること。

（４）居住の用に供されている部分において、温水暖房システムを設置しているか、または家庭用コージェネレーションシステムを用いて同時使用可能な温水使用設備が３箇所以上あること。
（５）同一需要場所において、他の選択約款または一般ガス供給約款にもとづく契約を締結していないこと
（６）本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の一般ガス供給約款１２（１）に定める定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。)、契約を継続する場合。

## ５．契約の締結

（１）この選択約款に関する契約は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。
（２）申込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
（３）適用開始日は次のとおりといたします。
① 新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始の日といたします。
② 契約種別を変更した場合は、契約種別の変更の申し込みを承諾した日以降の定例検針日の翌日といたします。
（４）解約日は次のとおりといたします。
① 一般ガス供給約款１０における解約日の取り扱いと同様といたします。
② 適用条件を満たさなくなったことにより解約となる場合の解約日は、適用条件を満たさなくなった日といたします。
（５）当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その最低利用期間経過前に解約または一般ガス供給約款に定める料金へ変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。（（６）において同じ)。
（６）当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、最低利用期間経過前に他の契約種別または他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
（７）当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

## ６．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

## ７．料金

（１）料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

（２）当社は、（別表）の料金表を適用して、料金を算定いたします。

## ８．延滞利息

（１）お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して１０日以内に支払われた場合

（２）延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数

×０．０２７４パーセント　　（１円未満の端数切り捨て）

（備考）

消費税等相当額の算定方法は、（別表）のとおりといたします。

（３）延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

（４）延滞利息の支払期限日は、（３）の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

## ９．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の１（３）のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８２円×（原料価格変動額／１００円）×（１＋消費税率）

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８２円×（原料価格変動額／１００円）×（１＋消費税率）

（備　考）

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

８２，７７０円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の１（３）に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したＬＮＧトン当たり平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）及びプロパントン当たり平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格

＝　トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４００

＋　トン当たりプロパン平均価格×０．０６４５

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③　原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## １０．精算について

４の条件を満たされないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス供給約款に定める料金と既に料金としてお支払いただいた金額との差額を精算させていただきます。

## １１．設置確認について

（１）当社は、家庭用ガスコージェネレーションシステム、居住の用に供されている部分の温水使用設備に関して、設置および設備の状況を確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承認していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降、一般ガス供給約款を適用いたします。

（２）家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合等、適用条件を満たされなくなった場合、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、この場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

## １２．名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者は義務履行を相手方に保証するものといたします。

## １３．契約の変更または解約

（１）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または２の規定によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

（２）当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

## １４．その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## 付　　則

### １．この選択約款の実施期日

この選択約款は、２０２２年１１月１日から実施いたします。

### ２．この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、当社の本社のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の原則として１０日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の家庭用コージェネレーションシステム契約選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

（別　表）

１．料金の算定方法

（１）料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２）従量料金は基準単位料金または９の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単価料金に使用量を乗じて算定いたします。

（３）調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定に

あたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

**２．料金表（消費税等相当額を含みます。）**

（１）基本料金

| | |
|---|---|
| １か月およびガスメーター１個につき | ９４３．８０円 |

（２）基準単位料金

| | |
|---|---|
| １立方メートルにつき | １３３．４５円 |

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに９の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。